

	福井県産材の定義	原則は生産、乾燥、加工までをすべて県内で実施した木材を県産材と定義する ただし、理由があれば都度相談（県内での加工不可等）
	申込の時期	申込は工事請負契約締結後、工事着工前（設計は業務開始前）に行う 全体工事（基礎工事等）開始後でも、対象（県産材）に係る工事前であれば申込可能 審査等に時間を要する場合もあるため、着工までの余裕を持った申込をお願いする
	申込先	一般社団法人 福井県建築組合連合会 福井県福井市日之出5丁目4番7号
	交付申請書を提出してから入金までの期間	およそ1か月から2か月 しかし、書類の修正や立て込んでいる場合は2か月以上かかることもある
	申込は誰が行うのか	施設の管理者もしくは工事請負業者のどちらか 設計支援については、設計士からの申込となる
	受理結果通知前に事業着手しても良いか	結果通知前の着工は認めない 審査は、申込→審査→結果通知書送付→事業着手 の順になる
	以前も申込をしたが、もう一度申込は可能か	対象物件が異なる場合は可能 対象物件が同じ場合は、同じ区分では別表の対応年数が経過していれば申込可能。 異なる区分は申込可能（木造化と木質化を除く）
	県外の施設でも可能か	県外の施設であっても福井県産材を使用する場合は対象となる ※設計支援の場合は、県内の設計士に限る
	こども園や保育園、社会福祉法人は対象か	対象となる ただし、場合によっては対象外となることもあるため事前に県産材活用課に問い合わせることを推奨する
	商店街は対象となるか	対象
	神社仏閣は対象か	公金は宗教施設に支出できないため、対象外
	他の補助金と併用可能か	他補助金によって併用可否は異なるため、県産材活用課まで問い合わせること
	下請けが申請することは可能か	可能 下請けが申請する場合は、契約書および承諾書を施設の管理者分に加えて、元請け会社のものも添付する必要がある
	補助対象経費はどのように算出するのか	見積書等で対象工事の金額が明記されているもの 県産材以外も使用する場合は、施工費に県産材率（%）を乗ずる必要あり
	見積書について	見積書は施主への見積書を提出すること
	領収書について	領収書は施主が施行会社に支払った分の領収書を提出すること
	塗料は経費に算出して大丈夫か	塗料は対象経費に含めてはならない 対象経費となるのは、県産材材料費、大工手間、プレカット加工費である
	所有している森林の木を使用したいが可能か	可能 伐採届または伐採地や伐採量について、立木の所有者が発行する証明書を提出すること （任意様式） 所有者と伐採事業者の間で、伐採の委託契約を締結している場合は、その契約書の写しを添付すること
	県産品活用推進センターの会員か分かる書類の提出方法	各団体の会員証のコピー等
	県産品活用推進センター会員になるにはどうしたら良いか	県産品活用推進センターの正会員団体（木材組合連合会、建築組合連合会、建築士協会等）の会員であること 県産品活用推進センターの概要   福井県県産品活用推進センター オフィシャルサイト 個人としての会員を希望する場合は、県産品活用推進センター（事務局：福井県建築士事務所協会）に会員申込を行い、会費を納入すること 詳細は、事務所協会に確認すること
	異なる区分を一緒に申し込むことは可能か	木造化支援と木質化支援の組み合わせ以外は可能である
	変更届が必要なときはどんな時なのか	補助金額が10%以上増減する場合や工期が1か月以上延びる場合 補助金額の10%未満の増減や1か月以内の工期の延長は軽微な変更となる為、変更届は必要なく、実績報告時の報告で問題ない ただし、設計支援については多少の変更の場合であっても変更届を提出する必要がある

全般

	検査は行われるのか	10%が抽出され、完成検査を行う 検査が行われる場合は、完成予定日の少し前に福井県建築組合連合会から連絡がある
	補助金は誰に振り込まれるのか	補助金は、申込者に振り込まれる 補助金の受領については県として指定するものではないため、相手方と話し合ってから決めれば良い
	PR看板はどんなものか	県産材を活用したことが分かる文言の看板 <例> 
	PR報告書の提出期限	完成翌年度の4月30日までに提出
	完成写真について	完成写真は事業のPR等に活用することとし、掲載の了承が得られない場合は補助事業を活用することは出来ない
木造化	対象となる施設	県産材の割合が全体木材使用量の50%以上になる施設
	増築や改築は対象か	対象となる
	店舗等兼用住宅は対象か	延床面積に対する店舗部分の面積の割合が50%以上であれば対象 (廊下や便所等の共用部分については住宅とみなすため算入不可) ※住宅の割合が50%以上になる場合は、住まい支援事業(新築)が対象となる
設計	対象となる施設	延床面積が300㎡以上、かつ、県産材の割合が全体木材使用量の50%以上になる施設 (ただし、構造上50%を超えることができない施設については、知事と協議し認められた場合、対象)
	意匠設計の補助金額はいつわかるのか	申込書を検査後に送付する採択結果通知書に記載する
	構造設計、意匠設計は両方申し込んでも良いか	両方申込み可能 申込の際には、構造・意匠両方について必要書類を提出すること
木質化	対象となる施設	来訪者から見える施設の内外装に県産材を10㎡以上使用する施設 (キッチンカーなどの移動型店舗は3㎡以上)
	対象部分の延床面積について	工事が行われる部屋の延床面積 複数の部屋を施工する場合は、全ての部屋を足し合わせる 廊下を施工する場合は、廊下部分全て
	ウッドデッキ時の延べ床面積	ウッドデッキの面積
	申込時に必要な図面(木質化面積が10㎡以上分かるもの)について	来訪者や利用者から見える部分に10㎡以上県産材を使用していることが分かる図面 明らかに10㎡以上使用していることが分かるものについては色付け等 10㎡以上であるが読み取りにくい場合は計算式を付けること
	木質化面積に現し(柱、梁、桁等)の面積は算出するのか	算出しない 木質化面積は、木質化を行う壁/床/天井の面積である(平面)
	県産材に異なる部材を貼り合わせたものは対象となるのか。	県産材の材料費は対象となる しかし、補助対象の要件である10㎡には算出できないものとする
	店舗等兼用住宅は対象か	店舗部分のみ対象 (廊下や便所等の共用部分については住宅とみなすため算入不可) ※住宅部分の改修は、住まい支援事業(リフォーム)が対象となる
木製品	対象となる木製品	施設内で利用するための家具(机・椅子・本棚等)や玩具、遊具で、原則として県産材および県産材商品のみを使用したもの
	屋内での利用限定になるのか	施設内であれば、屋内屋外は指定しない (商店街として利用するならば、商店街の中であれば可能)
	特注品は対象となるか	対象となる
	どんな木製品があるのか	「ぶくい県産材製品カタログ～hirameki～」を参照すること <a href="http://woodproductsguidebook2.pdf">woodproductsguidebook2.pdf</a>
	現場にあわせて作る家具(造作家具)はどの区分か	造作家具は固定されることから、木質化支援に該当する
	脚部分が金属など県産材以外の材を使用する場合は対象となるのか	県産材以外を使用する際には、県産材活用課まで相談すること どのような製品であるかが分かる図面などを提出
	プランターカバーは対象となるか	消耗品に該当するため、対象外となる